

報告第1号

石川県公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における
教職員の多忙化改善に向けた取組方針

平成30年3月

教職員多忙化改善推進協議会

は　じ　め　に

教職員の勤務状況については、平成28年に文部科学省が実施した調査において、いわゆる「過労死ライン」とされる月80時間を超える時間外勤務を行った者が多数いるなど、看過できない多忙な状況が明らかになり、これを受け6月に文部科学大臣は、学校における働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問を行いました。12月には同審議会において「中間まとめ」が示され、また、多忙化の大きな要因とされている部活動指導についても、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されるなど、国においては、教職員の多忙化改善に向けた一定の方向性が示されているところです。

こうした中、本県においても、平成29年4月から教職員の時間外勤務の状況について調査を実施し、国の調査結果と同様に多忙化の現状が明らかになったところです。

多忙化の抜本的解消には、国による定数改善が必要不可欠であり、引き続き国に対して改善を強く求めていきますが、国の対応を待つだけでなく、教育委員会や学校現場等がそれぞれ出来ることから改善を進めていくため、平成29年8月に、県教育委員会、市町教育委員会、学校現場及び関係団体の代表者からなる教職員多忙化改善推進協議会を立ち上げ、平成30年度から具体的な取組を進める基となる方針を取りまとめるべく、学校現場等の意見も聴取しながら協議を重ね、この度、取組方針を取りまとめました。

学校現場は教職員の情熱と献身的な努力に支えられている面が多くあり、こうした多忙な勤務状況を見直さなければ、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損い、子供たちと真摯に向き合うことが出来なくなる恐れがあり、さらには教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧されます。ひいては全国的にも高い本県教育の水準を維持することが困難になる可能性があり、将来的に本県の教育力が低下することにも繋がりかねません。

教育の質を落とさず勤務時間を縮減することは大変難しいことではありますが、本取組方針を基に教育委員会や学校現場等の関係者が出来る限り足並みを揃え、効果や課題を丁寧に検証しながら、一つ一つ着実に具体的な取組を進めてまいりたいと思います。取組を進めるにあたっては、保護者や地域等の関係の皆様のご協力が不可欠であることから、ご理解を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

平成30年3月

教職員多忙化改善推進協議会会長

石川県教育委員会教育長 田中 新太郎

目 次

1 本県市町立小中学校及び県立学校教職員の時間外勤務の状況 〔教職員勤務時間調査の集計結果（平成29年4月～9月）〕より)	
(1) 調査結果	1
ア 月平均及び時間別人数分布	
イ 月平均の推移	
(2) 主な項目別集計(月平均)	2
ア 職種別の状況	
イ 年齢別の状況	
ウ 部活動顧問の状況	
(3) 特徴と分析	3
2 中長期的な課題	4
3 取組を進めるにあたっての基本方針	4
4 達成目標	5
5 具体の取組	
(1) 統一的な取組と環境整備	6
(2) 教育委員会における取組	7
(3) 学校における取組	10
(4) 部活動指導における取組	12

1. 本県市町立小中学校及び県立学校教職員の時間外勤務の状況
 (「教職員勤務時間調査の集計結果(平成29年4月～9月)」より)

(1) 調査結果

ア 月平均及び時間別人数分布

(勤務時間調査 前期(4月～9月)集計より)

校種・課程	時間外勤務 時間の平均 (時間／月)	時間外勤務時間の人数分布(割合：%)				
		0～45 時間	～60 時間	～80 時間	～100 時間	100 時間超
小学校	47.0 (59.4)	47.5 (31.0)	18.5 (21.1)	20.4 (26.7)	9.9 (15.0)	3.7 (6.2)
中学校	74.2 (87.0)	28.3 (16.0)	11.8 (11.9)	17.0 (18.1)	16.0 (19.0)	26.9 (35.1)
高等学校(全日制)	53.1 (59.1)	41.2 (32.8)	17.5 (16.6)	22.7 (24.8)	14.7 (20.8)	4.0 (5.0)
高等学校(定時制・通信制)	7.2 (7.5)	96.2 (95.5)	3.1 (4.5)	0.8 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
特別支援学校	25.0 (30.9)	85.1 (74.9)	11.0 (18.2)	3.6 (6.1)	0.4 (0.8)	0.0 (0.0)

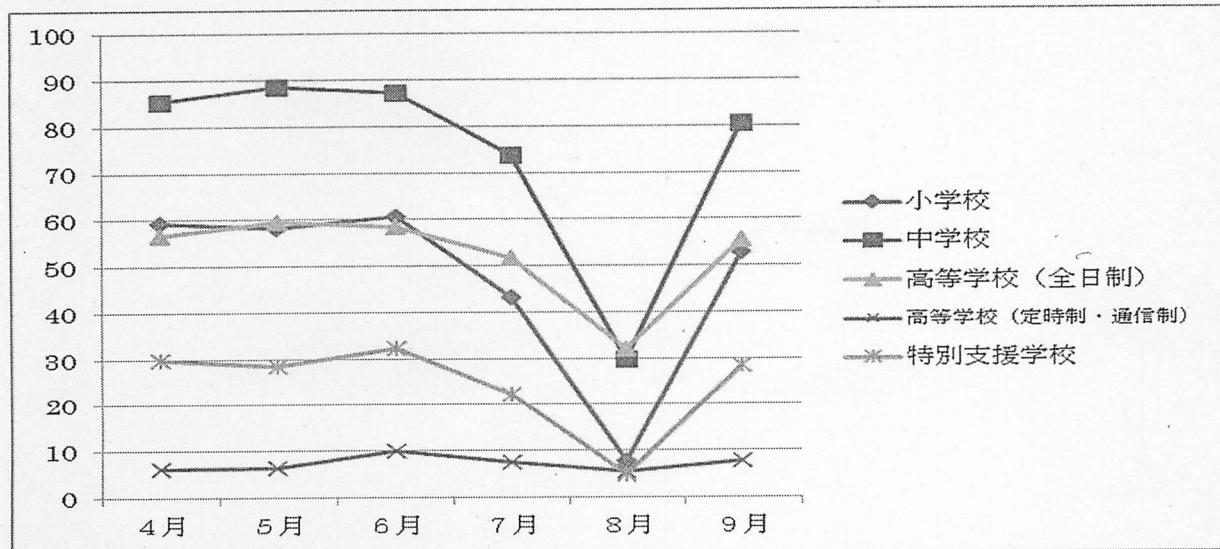
※()内は4～6月の集計結果

イ 月平均の推移

(勤務時間調査 前期(4月～9月)集計より)

(時間)

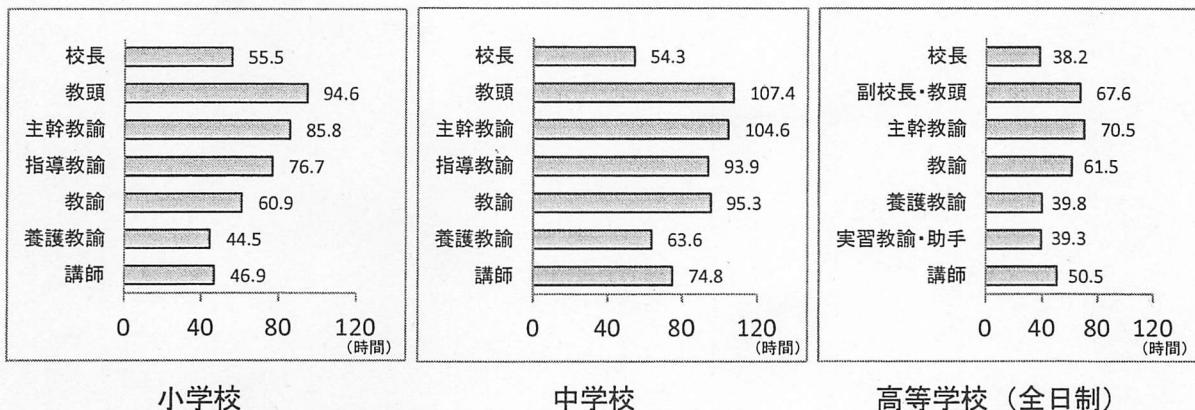
校種・課程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期 平均
小学校	59.3	58.2	60.6	43.2	7.7	52.9	47.0
中学校	85.4	88.5	87.3	73.9	29.7	80.5	74.2
高等学校(全日制)	56.6	59.6	58.5	51.7	32.0	55.5	53.1
高等学校(定時制・通信制)	6.1	6.4	9.9	7.4	5.4	7.7	7.2
特別支援学校	29.7	28.5	32.2	22.3	4.8	28.4	25.0



(2) 主な項目別集計（月平均）

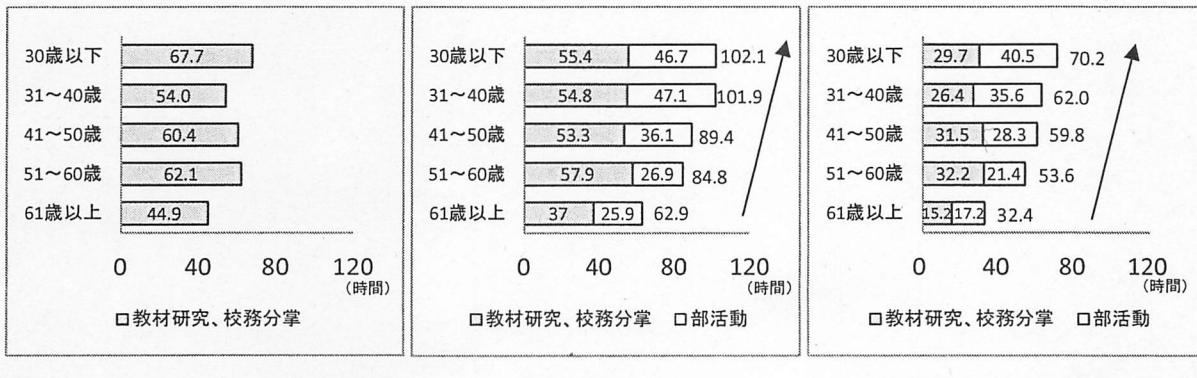
ア 職種別の状況

(勤務時間調査（4月～6月）項目別集計 職種別 より)



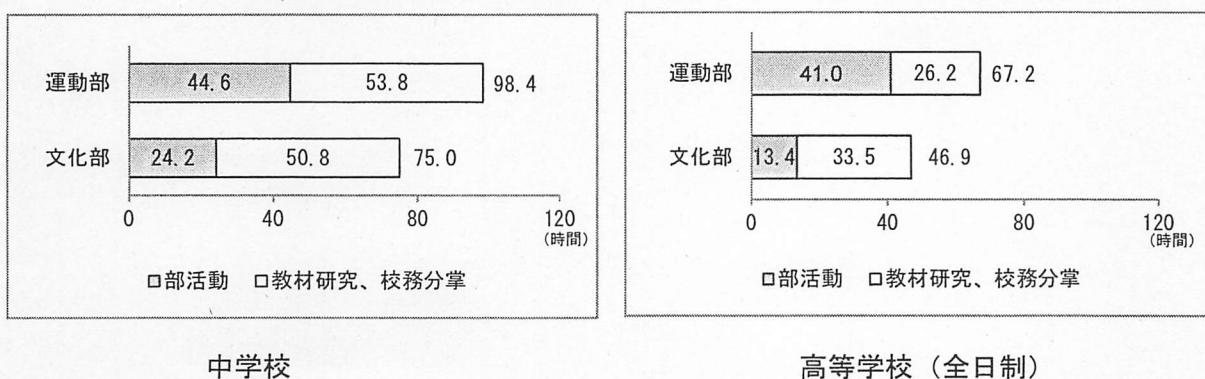
イ 年齢別の状況

(勤務時間調査（4月～6月）項目別集計 年齢別 より)



ウ 部活動顧問の状況

(勤務時間調査（4月～6月）項目別集計 部活動顧問の状況 より)



※教職員勤務時間調査の集計結果の詳細については、石川県教育委員会教職員課ホームページに掲載されています。

(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/kyousoku/kinmujikantyousa.html>)

(3) 特徴と分析

ア 中学校教員の時間外勤務が特に長くなっている。

中学校・全日制高等学校のいずれも、部活動指導が時間外勤務の大きな要因となっているが、部活動にかける時間に大きな差は見られない。

中学校の場合、同じ教科担任制である同規模の高等学校と比べ、1校あたりに配置される教員数が少なく、1人あたりの担当授業時数が多く、勤務時間内での空き時間が少ないため、教材研究や校務分掌など授業以外の業務が、勤務時間外に及んでいることが原因と考えられる。

イ 教頭・主幹教諭等の中間管理職等の時間外勤務が長くなっている。

学校教育法において、教頭や主幹教諭は、校長を助け、校務の全部や一部を整理し、児童生徒への教育もつかさどることとなっており、授業を担当するだけでなく、学校運営に係る様々な校務について管理を行い、かつ、教職員への指導、PTAや地域との連携の窓口にもなっていることなどが原因と考えられる。

ウ 年代が低いほど時間外勤務が長くなっている。

経験が少ない若手教員であっても、中堅・ベテラン教員と同様に担任業務を含め様々な業務を担当する必要があるため、児童生徒への指導や校務分掌についてのスキルが向上するまでの一定期間は勤務時間が長くなっているものと考えられる。

また、中学校・全日制高等学校においては、若手教員が熱心に部活動指導にあたつており、そのことも大きな要因となっている。

(参考) 調査の概要

○調査期間 平成29年4月1日（土）～平成29年9月30日（土）

○調査対象

ア 学校数 342校

（公立小学校 206校、公立中学校 82校、公立義務教育学校 2校、
県立高等学校 43校、県立特別支援学校 9校）

イ 教職員数 8,538名

（公立小学校 3,844名、公立中学校 2,105名 ※公立義務教育学校含む
県立高等学校 1,860名 ※全日制1,731名、定通制129名
県立特別支援学校 729名）

ウ 職種 校長、副校長、教頭、部主事、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、
実習教諭、実習助手、寄宿舎指導員、講師

※項目別集計は、小中学校教職員については抽出調査、県立学校教職員については全数調査である。

公立小学校 35校（208校中） 834名

公立中学校 24校（84校中） 685名

（義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含む）

2. 中長期的な課題

学校現場は教職員の情熱と献身的な努力に支えられている面が多々あり、教職員の多忙な勤務状況を見直さなければ、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損い、子供たちと真摯に向き合うことが出来なくなる恐れがあり、さらには教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧される。ひいては全国的にも高い本県教育の水準を維持することが困難になる可能性があり、将来的に本県の教育力が低下することにも繋がりかねない。

3. 取組を進めるにあたっての基本方針

- (1) 長時間勤務をやむなしとするこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教職員の専門性を生かしつつ、教材研究・授業準備や子供たちと向き合う時間を十分に確保するという観点に立ち、取組を進める。
- (2) 多忙化の抜本的な解消には、国による教職員の定数改善が必要不可欠であり、引き続き国に対して改善を強く求めていく。
- (3) 国による教職員定数の改善がない中で、教育の質を落とさず教職員の時間外勤務を縮減することは大変難しい課題であるが、国の対応を待つだけではなく、県教育委員会、市町教育委員会、学校現場及び関係団体が問題意識を共有し、足並みを揃えて、出来ることから一つ一つ着実に改善に向けた取組を実行していく。

＜取組を進めるにあたっての留意点＞

- ・取組方針を全教職員に周知し意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解や協力も得ながら取組を進める。
- ・部活動指導については、教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点に加え、生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長の確保という観点や、生徒のニーズに応じた技能の向上を図る観点も十分に踏まえて取組を進める。
- ・国の「学校における働き方改革に関する総合的な方策」や「運動部活動の在り方に
関する総合的なガイドライン」などを踏まえて取組を進める。
- ・教職員の勤務時間調査を継続するとともに、学校現場の実情を十分に踏まえつつ、効果や課題を丁寧に検証しながら具体的な取組を進め、必要に応じて取組の見直し充実を図る。
- ・時間外勤務の縮減が目的化し、教育活動がおろそかになったり、勤務時間外に行っていた業務が持ち帰り業務とならないよう、十分留意して取組を進める。

4. 達成目標

平成30年度以降、全校種で時間外勤務時間の平均を前年度より減少させるとともに、業務分担の適正化等により、3年後までに時間外勤務時間が月80時間を超える教職員ゼロを目指す。

5. 具体の取組

(1) 統一的な取組と環境整備

- 県内の全ての学校で、学校ごとに月1回の「定時退校日」を設定する。
- 県内の全ての学校で、学校ごとに「最終退校時刻」の目標を設定し、教職員が業務終了時刻を意識して業務を進める。
- 県内の全ての学校で、重点目標や経営方針に教職員の働き方や業務改善に関する項目を設け、学校評価の評価項目の一つとして、継続的に評価・改善を行う。
 - ・時間外勤務時間縮減の数値目標の達成度のみに対する評価とならないよう配慮する。
- 夏季休業期間の旧盆を含む一週間を県内一斉の「リフレッシュウィーク」に設定し、本ウィーク中に各教育委員会又は学校ごとに、連続する3日間以上の学校閉庁日を設ける。
 - ・本ウィーク期間中、教育委員会や関係団体が主催する会議等、及び各学校における会議・校内研修は実施しない。また、学校閉庁日に部活動は実施しない。
 - ・学校閉庁日には、電話等による外部からの問合せに対応できるよう連絡先を確保しておくこと。
- 教職員の勤務時間の現状や多忙化改善に向けた取組について、様々な機会を通じて保護者や地域の方々の理解と協力を求めていく。
 - ・各学校のPTA総会やPTA連合会の大会等で、県教育委員会で作成するリーフレットを活用し、説明する。

(継続して協議会で検討する案件)

- 人事評価の項目に教職員の働き方や業務改善の意識に関する視点を付加し、教職員の意識改革を図る。
 - ・管理職には教職員の働き方に関する視点、教職員には自らの業務に対する改善の意識の視点を盛り込む。
- 学校や教職員の標準職務の明確化に関する国の動向を注視し、必要に応じて各教育委員会が学校管理規則を改正する。
- 夏季休業期間の短縮、夏季休業期間のサマースクールや補習の縮減
- 学校ごとに行っている高校の体験入学等の参加申込の方法や様式の統一化

(2) 教育委員会における取組

【県教育委員会】

- 実施する調査・照会を整理・統合するとともに、可能な限り報告様式の簡略化、電子化を図る。
- 市町教育委員会や学校ごとに様式が異なる学校備え付けの表簿等の様式の電子化・標準化を図る。
- 新学習指導要領実施に向けた小学校における授業時数の増に対応し、国の加配定数を活用して小学校英語専科教員の配置を順次進める。
- 専門的な知見をもち、児童生徒により効果的な指導・助言が行えるスクールカウンセラーの配置を拡充する。
- 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（非常勤職員）の配置を国の補助事業を活用して順次進める。
- 主催する会議の整理・縮減を図るとともに、参加者の移動時間を短縮するための地区別開催、小規模校教職員に配慮した参加体制の工夫を行う。
- 教職員研修において、集合型研修の整理・縮減を進めることにより、教職員が学校を離れる時間を縮減する。
- 教職員の意識改革を図るため、管理職研修や初任者研修等の基本研修に働き方改革に関する項目を盛り込む。
 - ・（管理職）教職員の組織管理、時間管理、健康安全管理等のマネジメント能力
 - ・（教諭等）勤務時間を意識した働き方、ワークライフバランスの重要性 など
- 若手教員早期育成プログラムを確立し、若手教員のサポート体制の整備を進める。
- 担当者会議や研修会に参加する際の事前課題、実施した事業の報告書などについて、簡略化・簡素化を図る。
- 研究指定校の指定校数の縮減を図るとともに、事前案内、成果発表会及び発表資料の簡素化を図る。
- 教員が良い教材を共有して活用するために、スマートスクールネットの教材フォルダの整備拡充を図るとともに、マスター教員の授業 DVD の貸し出し等を進める。
- 県立学校における校務支援システム、ICT 設備、OA 機器の導入・更新を計画的に進める。

(継続して協議会で検討する案件)

- 作文・絵画コンクール等への出展依頼に対する応募方法等を工夫する。
 - ・希望者個人による申込など、学校の負担が軽減されるように工夫する。
- 学校が作成する学習指導や生徒指導など学校運営等に係る計画書の整理・合理化を図る。
- 勤務時間外の電話対応については、緊急時の連絡先を確保した上で、一定の時刻以降は留守番電話の設置やメールによる対応等への切り替えを図る。

【市町教育委員会・教育事務所等】

- 市町教育委員会が実施する調査・照会を整理・統合するとともに、可能な限り報告様式の簡略化、電子化を図る。
- 主催する会議の整理・縮減を図るとともに、小規模校教職員に配慮した参加体制の工夫を行う。
- 学校訪問の回数・内容の見直しや事前準備の簡素化を図るとともに、市町教育委員会及び教育事務所において可能な限り共同で実施する。
- 研究指定校の指定校数の縮減を図るとともに、事前案内、成果発表会及び発表資料の簡素化を図る。
- 地域住民等の参画による地域と学校との連携・協働体制づくりを進める。
- 児童生徒が参加する市町教育委員会等が実施する事業・イベントの精選や準備の簡素化を図る。

(継続して協議会で検討する案件)

- 学校給食費等の徴収管理業務を公会計化する。
- 校務支援システムを整備拡充する。
- 共同学校事務室を設置する。
- ＩＣＴやタイムカードなどを活用して効率的な勤務時間管理を行う。

- 外部人材の配置を拡充する。
- 市町教育委員会からの作文・絵画コンクール等への出展依頼に対する応募方法等を工夫する。
- 市町教育委員会として学校に作成を求めている各種計画等について、整理・合理化する。
- 勤務時間外の電話対応については、緊急時の連絡先を確保した上で、一定の時刻以降は留守番電話の設置やメールによる対応等への切り替えを図る。
- 郡市単位などの学校教育研究会やスポーツ大会、体験活動など对外行事を重点化・精選する。
- 市町教育委員会が主催する研修・講演会等について、県教育委員会主催のものと内容と時期の重複を避け、精選する。

(3) 学校における取組

○各学校における時間外勤務の実態、基本方針や達成目標を十分に踏まえ、以下に示す取組例を参考に、各学校においてその実情に応じて具体的な取組を積極的に進める。

<主な取組例>

【勤務時間の管理に関すること】

- ・全県下で取り組む定時退校日とは別に、学校独自のノーカンクスルデーを設定する。
- ・学校で決めた定時に退校を促す放送を流す。

【意識改革に関すること】

- ・学校ごとに時間外勤務の縮減や業務改善に向けたスローガンを設定する。
- ・ワークライフバランスやタイムマネジメントについての学習会を開催する。
- ・計画的な年次有給休暇の取得を促進するための環境整備を図る。
(日単位だけでなく時間単位での取得など)

【会議・校内研修に関すること】

- ・各種会議の実施方法等を工夫する。
(回数や制限時間の設定、資料事前配付、参加者の厳選、会議資料等の1ページ化など)
- ・類似内容を扱う校内委員会等の合同設置や構成員の統一を図る。
- ・校内研修について、日常的なOJTを効率的に実施するとともに、長期休業期間を有効に活用するなど、年間を通して計画的に実施する。

【学校が行う調査や連絡に関すること】

- ・各種調査について、マークシート利用などにより効率化を図る。
- ・学校便り・PTA便り等を整理統合する。

【校務分掌・学校行事・日課に関すること】

- ・校務分掌の適切な割振りや業務遂行の協働を進める。
(担任・副担任の分担による宿題等の確認や給食指導など)
- ・学校行事の統合・削減を進める。
- ・研究発表資料や研究紀要の簡略化を進める。
- ・予定黒板や配付物を活用し、職員朝礼の回数や時間を縮減する。
- ・定期試験日前後に時間割を工夫し、問題作成・採点の時間を確保する。
- ・授業準備の時間や休憩時間の確保を図るための工夫を行う。
(ランチルームにおける複数学級の一斉給食の実施など)

【環境整備・ICT化に関すること】

- ・職員室のレイアウトを見直し、業務を効率化する。
(机やプリンター等の配置、資料収納スペースの整理等)
- ・個人が作成した教材・資料等の電子データを学年や教科で共有する。
- ・校内で作成する保護者向け通知文や研修報告書などの作成文書について、様式の電子化・標準化を図る。

- ・校内サーバーでのデータの保存ルールを統一し、活用しやすい環境をつくる。
(ファイル名や保存場所の整理など)

【地域との連携に関するここと】

- ・登下校の見守りや校庭の除草作業、庭木の手入れなどを地域ボランティアの協力を得て実施する。

○県教育委員会が指定する多忙化改善実践推進校においては、教職員の意識改革や業務の見直しなどに率先垂範して取り組み、その成果や課題を丁寧に検証し、他校の取組の充実に繋げる。

(4) 部活動指導における取組

【県教育委員会・市町教育委員会】

○県内で統一した部活動休養日等を設定し、足並みを揃えて実施する。

(国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準じて設定)

- ・休養日は、中学校・高校ともに原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とする。
- ・大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、事前に活動計画等により学校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設ける。
ただし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年間52日以上の休養日を設定する。(前述の代替の休養日はこれに含まない)
なお、中体連、高体連、高野連及び高文連等が主催又は共催する大会に出場した際に土曜日、日曜日の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上の日数から減ずることを認める。
- ・通常練習における1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。
- ・夏休みなど長期休業中は、まとまった長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○限られた時間の中で、効率的・効果的に生徒の技能向上を図るためにも、国の補助事業を活用して部活動指導員を試行的に配置し、その効果や課題を検証した上で、順次、部活動指導員の配置拡充を進める。

- ・部活動顧問の経験がある元教員は、即戦力として部活動指導員に任用する。
- ・指導資格を持ち外部指導者の経験のある者は、県教育委員会が指定する研修及び顧問教員との合同引率を一定期間実施した後に、部活動指導員に任用する。
- ・部活動指導員になりうる人材を確保するため、外部指導者指導力向上講習会を開催する。

(継続して協議会で検討する案件)

- 部活動指導員の配置を拡充するための人材確保策
- 地域スポーツクラブや競技団体との連携により、部活動指導員や外部指導者を確保し、練習の質的向上と技能の習得を図る。
- 朝練習の必要性や1週間の総練習時間の上限等の設定

【学校（中学校・高等学校）】

- 年間や月間の部活動計画を作成し、設定された部活動休養日等の確実な実施を図る。
- 学校独自に一斉のノーパーク活動デー、ショート部活動デーを設定する。

(継続して協議会で検討する案件)

- 校内において複数の部が合同でトレーニングをする際に1人の顧問が単独で指導する。
- 2人顧問制を拡充し、交代で指導する。
- 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、部活動数の適正化を図る。
- 競技志向ではないレクリエーションとして行う活動や体力づくりを目的とした活動等を行う部活動を設ける。
- 生徒及び顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査する。

【中体連・高体連・高文連など】

- 顧問会議等の各種会議について、回数や時間の縮減、出席者精選等により、効率化を図る。
- リーグ戦をトーナメント戦にしたり、個人戦の出場制限を設けるなどし、試合数の縮減を図る。
- 開会式の簡素化等により大会出場による拘束時間を短縮する。

- 能登地区同士の学校の試合会場を能登地区で開催するなど、日程や組合せ等の工夫により移動時間を短縮する。
- 大会要項を見直し、部活動指導員が単独引率できるようにする。

(継続して協議会で検討する案件)

- 大会救護について、養護教諭に代えて看護師を配置する。
- 大会申込業務のメール対応など事務の効率化を図る。
- 専門部理事の輪番制による負担の平準化を図る。

<参考資料>

教職員多忙化改善推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 教職員の勤務時間の縮減に向けた業務改善等の具体的な取組を進めるため、教職員多忙化改善推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 教員の時間外勤務縮減に向けた勤務時間管理の適正化
- (2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進（学校内での取組）
- (3) 業務改善に向けた環境整備の推進（教育委員会としての取組）
- (4) 部活動顧問の負担軽減と外部指導者等の活用による指導の充実

(組織体制)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、石川県教育委員会教育長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会に次の3つのワーキンググループを置き、それぞれの所管事項について検討を行い、具体の方策を協議会に提案する。

(1) 小中学校ワーキンググループ

以下の項目のうち小中学校に係る内容

- ・教員の時間外勤務縮減に向けた勤務時間管理の適正化
- ・業務改善に向けた学校マネジメントの推進（学校内での取組）
- ・業務改善に向けた環境整備の推進（教育委員会としての取組）

(2) 県立学校ワーキンググループ

以下の項目のうち県立学校に係る内容

- ・教員の時間外勤務縮減に向けた勤務時間管理の適正化
- ・業務改善に向けた学校マネジメントの推進（学校内での取組）
- ・業務改善に向けた環境整備の推進（教育委員会としての取組）

(3) 部活動ワーキンググループ

- ・部活動顧問の負担軽減と外部指導者等の活用による指導の充実

2 ワーキンググループは、リーダー、統括担当者及びグループ員で構成する。

3 ワーキンググループの運営に必要な事項については、会長が定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、石川県教育委員会事務局教職員課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行する。

別表

教職員多忙化改善推進協議会 委員名簿

職 名	氏 名	所属団体・役職名
会 長	田 中 新太郎	石川県教育委員会教育長
委 員	新 屋 長二郎	石川県教育委員会事務局教育参事
委 員	野 口 弘	金沢市教育委員会教育長
委 員	布 施 東 雄	穴水町教育委員会教育長
委 員	宮 崎 栄 治	石川県高等学校長協会会長 (石川県立金沢泉丘高等学校長)
委 員	福 永 善 則	石川県小中学校長会長 (白山市立蕪城小学校長)
委 員	中 田 一 宏	石川県小中学校長会加賀地区会員代表 (能美市立寺井中学校長)
委 員	八 崎 和 美	石川県小中学校長会能登地区会員代表 (七尾市立山王小学校長)
委 員	下 根 浩 明	石川県高等学校体育連盟会長 (石川県立金沢桜丘高等学校長)
委 員	藤 井 直 樹	石川県高等学校文化連盟会長 (石川県立金沢二水高等学校長)
委 員	森 山 喜 博	石川県中学校体育連盟会長 (金沢市立鳴和中学校長)